

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	平内町 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和5年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事務とは、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「国保法」という。)、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)、平内町国民健康保険条例(昭和34年条例第122号)及び平内町国民健康保険税条例(昭和54年条例第23号)に基づく国民健康保険の資格管理・給付事務等及び被保険者が納める国民健康保険税の課税事務等のことを指す。</p> <p>【税務課所管】 ①被保険者の加入期間・所得・資産情報等を把握し(転入者への照会等を含む)保険税を算定し、納税通知書の印刷・通知を実施 ②賦課決定通知後の変更、各種軽減、減免の申請に対する応答 ③住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証の発行を実施</p> <p>【健康増進課所管】 ④被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑤被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ⑥保険給付の支給(一部差止め、保険者間調整等を含む) ⑦保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑧オンライン資格確認の業務</p> <p><特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」の規定に従い、国民健康保険事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 4. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、15、16、17、18、22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、78、80、81、84、85の2、87、88、91、92、93、94、95、97、101、102、103、106、107、108、109、113、114、115、115の2、116、117、120の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第12条の3、第13条、第15条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第46条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第55条の2、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43、44、45、121の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>3. オンライン資格確認の業務 (1) 番号利用法附則第6条第4項 (2) 国保法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町 税務課 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 税務課 TEL017-755-2115 健康増進課 TEL017-718-0019

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②の所属長	税務課長 細川 信利	税務課長 倉内 仁	事後	
平成29年4月1日	II-1の時点(日付)	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-2の時点(日付)	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②の所属長	税務課長 倉内 仁	税務課長 藤田 一浩	事後	
平成30年4月1日	I-7の請求先	平内町 企画政策課	平内町 総務課	事後	
平成30年4月1日	I-8の連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2111	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2115	事後	
平成30年4月1日	II-1の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-1の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更		平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I-1-②事務の概要欄	III. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点では未定。	削除	事後	
令和2年11月13日	I-1-②事務の概要欄(その1) ※記載内容が多いため、3分割して記載している(以下同様)。	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険税の課税事務(以下を参照)のことを指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理が必要となる所得情報の取り纏めを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、申告依頼書を送付し、所得の把握を実施する。	国民健康保険事務とは、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「国保法」という。)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、平内町国民健康保険条例(昭和34年条例第122号)及び平内町国民健康保険税条例(昭和54年条例第23号)に基づく国民健康保険の資格管理・給付事務等及び被保険者が納める国民健康保険税の課税事務等のことを指す。 【税務課所管】 ①被保険者の加入期間・所得・資産情報等を把握し(転入者への照会等を含む)保険税を算定し、納税通知書の印刷・通知を実施 ②賦課決定通知後の変更、各種軽減、減免の申請に対する応答 ③住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証の発行を実施	事後	
令和2年11月13日	I-1-②事務の概要欄(その2)	【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に伴い、賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証の発行を実施する。	【健康増進課所管】 ④被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑤被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ⑥保険給付の支給(一部差止め、保険者間調整等を含む) ⑦保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴の管理及び機関別符号の取得等	事後	
令和2年11月13日	I-1-②事務の概要欄(その3)	<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。	<特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」の規定に従い、国民健康保険税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月13日	I-1-③システムの名称欄	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ等	事後	
令和2年11月13日	I-3法令上の根拠欄	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番16及び30 ・国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 以上の法令上の根拠より、国民健康保険税業務において個人番号を利用する。	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年11月13日	I-4-②法令上の根拠欄	番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供)項番号 1、2、3、4、5、6、8、11、15、16、17、18、22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、39、40、42、46、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、78、80、84、87、88、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、109、110、113、114、115、116、117、120 (情報照会)項番号 27、42、43、44、45、46	1. 情報提供 (1)番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、15、16、17、18、22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、88、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、109、113、114、115、115の2、116、117、120の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の2、第12条、第12条の3、第13条、第15条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第46条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第55条の2、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 2. 情報照会 (1)番号法第19条第7号及び別表第二 27、42、43、44、45の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 3. オンライン資格確認の準備業務 (1)番号法附則6条第4項 (2)国保法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年11月13日	I-5-①部署欄	平内町 税務課	平内町 税務課 健康増進課	事後	
令和2年11月13日	I-8連絡先欄	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2115	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 税務課 TEL017-755-2115 健康増進課 TEL017-718-0019	事後	
令和2年11月13日	II-1の時点(日付)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年11月13日	II-2の時点(日付)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月13日	I-1-②事務の概要欄	⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴の管理及び機関別符号の取得等	⑧オンライン資格確認の業務	事後	
令和3年8月13日	I-4-②法令上の根拠欄(その1)	1. 情報提供 (1)番号法第19条第7号及び別表第二	1. 情報提供 (1)番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年8月13日	I-4-②法令上の根拠欄(その2)	2. 情報照会 (1)番号法第19条第7号及び別表第二	2. 情報照会 (1)番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年8月13日	I-4-②法令上の根拠欄(その3)	3. オンライン資格確認の準備業務	3. オンライン資格確認の業務	事後	
令和5年9月27日	I-3法令上の根拠欄	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16及び30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 4. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月27日	I-4-②法令上の根拠欄	<p>1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、15、16、17、18、 22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、 37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 80、84、85の2、87、88、91、92、93、94、97、 101、102、103、106、107、108、109、113、114、 115、115の2、116、117、120の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の 2、第12条、第12条の3、第13条、第15条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、 第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、 第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条 の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36 条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の 2、第45条、第46条、第47条、第49条、第49条の 2、第51条、第53条、第54条、第55条、第55条の 2、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の 2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43、44、45の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>3. オンライン資格確認の業務 (1) 番号法附則第6条第4項 (2) 国保法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>1. 情報提供 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、15、16、17、18、 22、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、 37、38、39、40、42、46、48、53、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 78、80、81、84、85の2、87、88、91、92、93、 94、95、97、101、102、103、106、107、108、 109、113、114、115、115の2、116、117、120の 項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、 第7条、第8条、第10条、第10条の2、第11条の 2、第12条、第12条の3、第13条、第15条、第16 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条 の2、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、 第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、 第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条 の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36 条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43 条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の 2、第45条、第46条、第47条、第49条、第49条の 2、第51条、第53条、第54条、第55条、第55条の 2、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の 2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>2. 情報照会 (1) 番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43、44、45、121の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>3. オンライン資格確認の業務 (1) 番号利用法附則第6条第4項 (2) 国保法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和5年9月27日	II-1の時点(日付)	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年9月27日	II-2の時点(日付)	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年9月27日	IV-4特定個人ファイルの取 扱いの委託	委託しない	十分である	事後	